

職業生活と家庭生活の両立支援、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を支援する各種助成金のご案内

助成金	対象事業主等	助成額 (注) < >内は、生産性要件を満たした場合の支給額																				
両立支援等助成金																						
出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性労働者に一定期間の連続した育児休業（子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上））を取得させた事業主。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>取組・育休1人目</td> <td>57万円<72万円></td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td>育休2人目以降</td> <td colspan="2">14.25万円<18万円></td> </tr> </table>		中小企業	中小企業以外	取組・育休1人目	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>	育休2人目以降	14.25万円<18万円>												
	中小企業	中小企業以外																				
取組・育休1人目	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>																				
育休2人目以降	14.25万円<18万円>																					
介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、対象労働者に介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするため、介護休業・介護制度に関する「介護支援プラン」の作成・実施、及び休業等終了後に上司または人事担当者とのフォロー面談の実施等を行った事業主。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>介護休業の利用</td> <td>57万円<72万円></td> <td>38万円<48万円></td> </tr> <tr> <td>介護制度の利用</td> <td>28.5万円<36万円></td> <td>19万円<24万円></td> </tr> </table>		中小企業	中小企業以外	介護休業の利用	57万円<72万円>	38万円<48万円>	介護制度の利用	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>											
	中小企業	中小企業以外																				
介護休業の利用	57万円<72万円>	38万円<48万円>																				
介護制度の利用	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>																				
育児休業等支援コース	<p>1 育休取得時・職場復帰時 「育休復帰支援プラン」を作成した後、このプランに沿って対象労働者に3か月以上の育児休業の取得、職場復帰前と職場復帰後に上司または人事担当者との面接等を実施、原則として原職に復帰後6か月以上継続就業させた中小企業事業主。</p> <p>2 代替要員確保時 育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した際は原職等に復職させる旨を規定し、対象労働者が3か月以上の育児休業を取得した上で、事業主が育児休業期間中の代替要員を確保し、さらに対象労働者を原職等に復帰後、6か月以上継続就業させた中小企業事業主。</p>	<p>1 育休取得時・職場復帰時</p> <table border="1"> <tr> <td>育休取得時</td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td>職場復帰時</td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td>育休取得者の職場支援の取組をした場合</td> <td>19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給</td> </tr> </table> <p>※1 企業2人まで支給（無期雇用者1人、有期契約労働者1人）</p> <p>2 代替要員確保時</p> <table border="1"> <tr> <td>支給対象労働者1人当たり</td> <td>47.5万円<60万円></td> </tr> <tr> <td>支給対象労働者が有期契約労働者の場合</td> <td>9.5万円<12万円>加算</td> </tr> </table> <p><支給対象期間>5年間 <対象人数>1年度当たり10人まで ※1人目の対象労働者が原職等に復帰後6か月を経過するまでに次世代法に基づく「くるみん認定」を受けると、平成37年3月31日までに延べ50人まで対象となります。</p>	育休取得時	28.5万円<36万円>	職場復帰時	28.5万円<36万円>	育休取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給	支給対象労働者1人当たり	47.5万円<60万円>	支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円<12万円>加算										
育休取得時	28.5万円<36万円>																					
職場復帰時	28.5万円<36万円>																					
育休取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給																					
支給対象労働者1人当たり	47.5万円<60万円>																					
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円<12万円>加算																					
再雇用者評価処遇コース	<p>妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される「再雇用制度」を導入し、希望する者*を再雇用し、無期雇用者として6か月以上継続雇用した事業主。</p> <p>当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用者に切り替えた上で一定期間継続雇用すれば対象となります。</p> <p>* 離職後1年以上経過した者</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>再雇用1人目</td> <td>38万円<48万円></td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td>再雇用2～5人目</td> <td>28.5万円<36万円></td> <td>19万円<24万円></td> </tr> </table> <p>※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。</p>		中小企業	中小企業以外	再雇用1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>	再雇用2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>											
	中小企業	中小企業以外																				
再雇用1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>																				
再雇用2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>																				
女性活躍加速化コース	<p>女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定・公表等と自社の女性の活躍状況の公表し、行動計画期間内に取組目標を達成した事業主。（加速化Aコース）</p> <p>さらに、取組目標達成時から3年以内に数値目標を達成して、達成状況を公表した事業主。（加速化Nコース）</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業（注）</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>【加速化Aコース】 ※取組目標達成時</td> <td>28.5万円<36万円></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【加速化Nコース】 ※数値目標達成時</td> <td>28.5万円<36万円></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>女性管理職比率が基準値以上に上昇</td> <td>47.5万円<60万円></td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> </table> <p>※ 各コース1企業1回限り支給します。 (注) 中小企業：本助成金コースでは産業に関係なく常用労働者数300人以下の企業をいいます。</p>		中小企業（注）	中小企業以外	【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—	【加速化Nコース】 ※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—	女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>								
	中小企業（注）	中小企業以外																				
【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—																				
【加速化Nコース】 ※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—																				
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>																				
業務改善助成金	<p>事業場内の最低賃金が1,000円未満の事業場において、事業場内の最低賃金の一定額以上引上げ、及びこの引上げに要する生産性向上のための設備投資などの計画に関する助成金交付申請書を労働局に提出し、助成金交付決定通知後、事業場内の最低賃金を一定額以上引上げることが就業規則等に規定し、引上げ、その際の設備投資などの取組に費用を要する中小企業事業主。</p> <p>※ ①山口県の場合は、最低賃金を40円以上引上げる必要があります。 ②過去に本助成金を受給したことがある事業場であっても、助成対象となります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業所内最低賃金</td> <td>800円未満</td> <td>1,000円未満</td> <td colspan="2">800円以上 1,000円未満</td> </tr> <tr> <td>引上げ額</td> <td>40円以上</td> <td>60円以上</td> <td>90円以上</td> <td>120円以上</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td colspan="4">7/10<3/4> (3/4<4/5>)</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>70万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table> <p>※ ()内は、常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場</p>	事業所内最低賃金	800円未満	1,000円未満	800円以上 1,000円未満		引上げ額	40円以上	60円以上	90円以上	120円以上	助成率	7/10<3/4> (3/4<4/5>)				上限額	70万円	100万円	150万円	200万円
事業所内最低賃金	800円未満	1,000円未満	800円以上 1,000円未満																			
引上げ額	40円以上	60円以上	90円以上	120円以上																		
助成率	7/10<3/4> (3/4<4/5>)																					
上限額	70万円	100万円	150万円	200万円																		

(注) 中小企業事業主とは「資本または出資の額」「常用労働者数」いずれか下表に該当する事業です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金	対象事業主等	助成額																			
職場意識改善助成金（成果目標を設定することが必要です。）																					
職場環境改善コース	雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減に係る事業実施計画などの書類を労働局に提出し、事業実施承認後、その計画に取組に費用を要する中小企業事業主。	<table border="1"> <tr> <td>成果目標の達成状況</td> <td>a、bともに達成</td> <td>どちらか一方を達成</td> <td>どちらも未達成</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> <td>5/8</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>100万円</td> <td>83万円</td> <td>67万円</td> </tr> </table> <p>※労働能率の増進に資する設備・機械等の導入・変更の取組の場合は、下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>成果目標の達成状況</td> <td>a、bともに達成</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>(注) aは、年次有給休暇の取得促進について bは、所定外労働の削減について</p>	成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成	補助率	3/4	5/8	1/2	上限額	100万円	83万円	67万円	成果目標の達成状況	a、bともに達成	補助率	3/4	上限額	100万円	
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成																		
補助率	3/4	5/8	1/2																		
上限額	100万円	83万円	67万円																		
成果目標の達成状況	a、bともに達成																				
補助率	3/4																				
上限額	100万円																				
所定労働時間短縮コース	労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特例措置対象事業場）、かつ、 所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場 において、 週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とするため 事業実施計画などの書類を労働局に提出し、事業実施承認後、その計画の取組に費用を要する中小企業事業主。 〔 特例措置対象事業場の範囲 は、常時10人未満の労働者を使用する、業種が①商業、②映画・演劇業、③保健衛生業、④接客娯楽業の事業場です。〕	<p>成果目標を達成した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	補助率	3/4	上限額	50万円															
補助率	3/4																				
上限額	50万円																				
時間外労働上限設定コース	現に「 労働基準法第36条第1項の協定 」で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する 限度時間（限度基準*） を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（ 特別条項 ）を締結していたが、 限度基準以下の上限設定を行うため 事業実施計画などの書類を労働局に提出し、事業実施承認後、その計画の取組に費用を要する中小企業事業主。 * 月45時間、年360時間等	<p>成果目標を達成した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	補助率	3/4	上限額	50万円															
補助率	3/4																				
上限額	50万円																				
勤務間インターバル導入コース	勤務終了後、次の勤務までに 休憩時間数が9時間以上ある勤務間インターバルの導入 （新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）のため事業実施計画などの書類を労働局に提出し、事業実施承認後、その実施計画の取組に費用を要する中小企業事業主。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>新規導入に該当するものがある場合</td> <td colspan="2">適用範囲の拡大・時間延長のみの場合</td> </tr> <tr> <td>休憩時間数（※）</td> <td>補助率</td> <td>1企業当たりの上限額</td> <td>補助率</td> <td>1企業当たりの上限額</td> </tr> <tr> <td>9時間以上 11時間未満</td> <td>3/4</td> <td>40万円</td> <td>3/4</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>11時間以上</td> <td>3/4</td> <td>50万円</td> <td>3/4</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間のうち、最も短いものを指します。</p>		新規導入に該当するものがある場合	適用範囲の拡大・時間延長のみの場合		休憩時間数（※）	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額	9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円	11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円
	新規導入に該当するものがある場合	適用範囲の拡大・時間延長のみの場合																			
休憩時間数（※）	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額																	
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円																	
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円																	
テレワークコース	テレワークを新規で導入、または継続して活用し、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施の上、年次有給休暇の取得促進または所定外労働時間の減少 をする事業実施計画の取組に費用を要する中小企業事業主。 事業実施計画書等は、テレワーク相談センターに提出することになります。 ※1事業場当たり2回まで支給が受けられます。	<table border="1"> <tr> <td>成果目標の達成状況</td> <td>達成</td> <td>未達成</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの上限額</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1企業当たりの上限額</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	成果目標の達成状況	達成	未達成	補助率	3/4	1/2	1人当たりの上限額	15万円	10万円	1企業当たりの上限額	150万円	100万円							
成果目標の達成状況	達成	未達成																			
補助率	3/4	1/2																			
1人当たりの上限額	15万円	10万円																			
1企業当たりの上限額	150万円	100万円																			
キャリアアップ助成金																					
正社員化コース ※その他、人材育成支援や処遇改善支援にかかるコースあり	キャリアアップ計画の確認を受け、 6か月以上雇用されていた有期契約労働者等 を就業規則等の規定に基づき、 正規雇用労働者 や 多様な正社員等 に 転換 または 直接雇用 し、 6か月以上継続して雇用 した事業主。 ※多様な正社員とは「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」及び「短時間正社員（社会保険加入要件程度）」をいいます。	正社員化コース以外に7コースありますが、それぞれの助成額等については、お問い合わせください。																			

お問い合わせ先		
両立支援助成金、職場意識助成金（テレワークコースを除く）、業務改善助成金	山口労働局雇用環境・均等室	TEL 083-995-0390
職場意識助成金（テレワークコース）	テレワーク相談センター	TEL 0120-91-6479
キャリアアップ助成金	山口労働局職業安定部 職業対策課	TEL 083-995-0383

※助成金には各種支給要件等ありますので、まずは上記にお問い合わせください。（要件を満たさない場合は助成金を受け付けることはできません。）